

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

資料 3－2

【別冊】

令和3年5月28日

1 医療提供体制

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・患者の増加に伴う緊急的な対応として、重症患者、中等症患者の受入体制の強化に向け、各医療機関と個別に協議を行い、重症者用病床8床増を含め45床増の437床の病床を確保しました。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。

(2) 後方支援病院等の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護老人保健施設については、三重県老人保健施設協会の協力のもと、現時点で県内42施設において回復患者の受入が可能となっています。
- ・後方支援病院については、現時点で21施設において回復患者の受入が可能となりました。引き続き、地域単位での後方支援体制の整備を支援するなど体制整備を図ります。

(3) 宿泊療養施設の充実

- ・宿泊療養施設の活用を図るため、入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準の見直しを行いました。
- ・宿泊療養施設については、四日市市に1施設新たに確保し、145室から95室増の240室となりました。今後、運用訓練等を実施し、6月中旬までには陽性者の受け入れを開始します。

(4) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの貸与、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保しました。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、6月前半までの完了をめざし、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、医療従事者等の予約やワクチンの配分にかかる調整を行うなど、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施しています。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町の要望をふまえ、各市町の接種会場において接種に協力していただけた医療従事者について、5月28日時点で県内6市町にのべ91名を派

遣します。また、集団接種会場を四日市大学（四日市市）、国立大学法人三重大学（津市）、三重県営サンアリーナ（伊勢市）に開設し、4市1町（四日市市、鈴鹿市、津市、伊勢市、度会町）の住民を対象に31,220回の接種を行います。なお、集団接種会場において必要な医療従事者については、1日当たり約70名程度が必要と見込んでおり確保を進めています。

- ・供給されたワクチンを無駄にすることなく効率的に使用できるよう、接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定します。
- ・県民の皆さんができるだけ安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備します。

（2）社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、まん延防止等重点措置区域の7市5町及び津市において、7月末まで実施します。これまでに、対象施設758施設のうち約7割の509施設から20,750人分の申し込みがあり、そのうち、5月27日時点で、144施設、5,573人分の検査を実施しました。
- ・特に、まん延防止等重点措置の実施期間中においては、検査の頻度を週1回として集中的に実施するとともに、その後も予防的な観点から定期的な検査を実施します。

(3) クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施します。
- ・国立感染症研究所から貸与される検査機器（次世代シークエンサー）を用いて、今後変異株のゲノム解析を行えるよう、解析体制の構築に取り組みます。

(5) 事業者への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体と連携・情報共有して実施しています。
- ・感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所への指導監督の強化を三重労働局に要請し、三重労働局においては、5名以上の外国人を雇用する県内事業所 610 社を対象に、改めて感染拡大防止対策の基本的事項への自発的な対応を促すとともに、すべての事業所を対象に、テレワーク・時差出勤等の推進など、感染防止対策の5つのポイントについて、5月中にその取組状況の報告を依頼しました。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・外国人を雇用する県内企業約270社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼しています。また、名古屋出入国在留管理局や三重労働局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化します。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

(7) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県内各地の道路情報板で県外から三重県への移動の自粛を呼びかけています。また、県内の主要道路において、AIカメラを活用して道路交通量を計測し、その推移を毎週公表しています。
- ・多くの人が集まる海岸や河川敷に注意喚起看板（日本語、英語、ポルトガル語）を設置しました。5月15日からは土曜日、日曜日に広報車による感染防止対策の徹底の呼びかけパトロールを実施しています。引き続き5月22日からは、県境を越えた三重県への移動自粛の協力依頼を含め呼びかけを行っています。
- ・5月22日から飲食が想定される鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパークなどの県営都市公園（5箇所）で感染防止対策の徹底の呼びかけを実施しています。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に、まん延防止等重点措置について声掛けを行っています。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算及び5月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) まん延防止等重点措置適用の影響に対する支援等

- ・飲食店への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者に、引き続き時短要請協力金を支給します。また、6月1日から要請の対象とした結婚式場については、全面的に協力していただいた事業者に新たに協力金を支給します。
- ・営業時間短縮要請に加え、まん延防止等重点措置区域内の飲食店等に対しては、酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった要請をおこなっていることから、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を開設しています。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口（時短要請協力金相談窓口）」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（月曜～金曜）

- ・まん延防止等重点措置が適用される区域では、大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者に、引き続き集客施設時短要請協力金を支給することとし、6月上旬に集客施設時短協力金相談窓口を開設します。なお、6月上旬には、5月末分までの協力金についての申請要項等を公表します。

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする国の「月次支援金」について、活用が促進されるよう情報提供を行っています。
- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、売上が 30%以上 50%未満まで減少した（一部を除く）飲食店取引事業者等（※）を対象として支援金を支給します。

※ 飲食店取引事業者等とは

- ① 県内の飲食店の取引事業者
- ② タクシー事業者・自動車運輸代行業者
- ③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者、結婚式場

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、売上が 30%以上 50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置するとともに、6月上旬に申請要項等を公表します。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口
(飲食店取引事業者等支援金相談窓口)

電話番号 059 - 224-2838 午前 9 時～午後 5 時 (月曜～金曜)

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が 30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給することとし、6月中旬に申請要項等を公表します。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されていますが、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、4月末までの特例措置が引き続き適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者に情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行っています。
- ・時短要請に係る協力状況について、4月 28 日から 5月 10 日までの間で、警察とも連携しながら、対象となる全ての飲食店 9,149 店舗の見回りを完了し、8,841 店舗（廃業・移転等により見回りが実施できなかった 215 店舗を除く協力率 99.0%）で要請にご協力頂いていることを確認しました。また、感染防止対策の実施やカラオケ設備の利用停止、酒類の提供自粛の要請への協力状況を確認するため、市町とも連携し、5月 12 日から現地調査を行っています。

(2) 飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約1,400施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を4月26日から実施しています。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5月11日から運用を開始しています。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設します。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行えるよう、CO₂センサー等の購入経費を補助するとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助、感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣の取組を5月末から順次開始していきます。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行うこととし、7月上旬に申請要項等を公表します。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模事業者がコロナ禍を乗り越えられるよう、特に売上が減少している事業者を対象に、事業継続や業態転換を図るための支援の取組を5月中に開始します。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援

- ・県内において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引するモデルとなる企業を育成し、県内中小企業全体のDX推進につなげます。
- ・海外・県外生産品の県内製造への転換など、県内企業における強靭なサプライチェーン構築のための設備投資等に対して支援を行います。
- ・「みえの食」の販路拡大を図るため、ECサイトの機能を充実するとともに、それを活用したキャンペーン等を実施します。
- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後に、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行業者や宿泊事業者等を支援します。